

令和 6 年 第 9 回厚沢部町農業委員会総会議事録												
招 集 年 月 日	令和 6 年 3 月 22 日											
招 集 の 場 所	厚沢部役場 2 階 第一会議室											
会 議 の 日 時	開 会		令和 6 年 3 月 28 日 午後 16 時 00 分									
	閉 会		令和 6 年 3 月 28 日 午後 17 時 00 分									
出 席 者 の 数	委員定数 14 名のうち 出席者 13 名 欠席者 1 名											
出 席 委 員	職 名		氏 名		職 名		氏 名		職 名		氏 名	
	1 番	会長	外 崎 明		7 番	委員	下川部 和 宏		13 番	委員	由 利 昭 人	
	2 番	委員	吉 田 藍		8 番	委員	川 口 豊		14 番	委員	佐 藤 貴 彦	
	3 番	委員	佐 藤 美登子		9 番	委員	西 口 智 章					
	4 番	委員	木 村 卓 也		10 番	委員	奈 良 和 人					
	5 番	委員	齋 藤 和 博		11 番	委員	木 口 幸 弘					
	6 番	委員	前 田 秀 幸		12 番	委員	佐 藤 龍 也					
参 与	事務局長 沼 下 利 広 総務係 谷 口 方 基											
議案説明のため出席した者 なし												
令和 6 年 月 日 上記のとおり、会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。												
会 議 録 署 名 委 員	農委会長 6 番 _____ 12 番 _____ _____											

会 議 の 経 過	
事務局長	これより、第9回厚沢部町農業委員会総会を始めます。 開催にあたりまして、会長よりご挨拶をお願い致します。
外崎会長	皆様、お疲れ様です。雪の少なさから、作業も早く進んでいると思います。ただまだまだ気温が低いので、芋の植え付けは例年通りなのかなと思います。それでは総会に入りたいと思います。
事務局	日程第1、出席者の報告。5番齊藤委員より欠席届が提出されております。 日程第2、議事録署名委員の指名について、6番前田委員、12番佐藤委員お願いいたします。 報告第1号 農地法第6条の規定による農地適格法人の報告について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第1号 下記農地所有適格法人から別紙のとおり農地法第6条の規定による報告書の提出がありましたので報告します。
外崎会長	1番 株式会社ヤマゲンアグリ。代表取締役由利敏雄さん、別紙資料に示した農地所有適格法人要件確認書のとおり農地法第3条第2項の各号の要件を満たしていることから、適格と考えられます。
委員	事務局説明が終わりました。質問や意見はありますか。
外崎会長	ありません。
事務局	それでは次に報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局説明をお願いします。 報告第2号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第18条第6項の規定により通知がありましたので報告します。 1番 借主は木間内の〇〇〇〇、貸主は木間内の〇〇〇〇さん、土地の所在は相生〇外52筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は231,715.54㎡、契約期間は令和4年3月28日から令和10年3月27日までの6年間でした。 2番 借主は木間内の〇〇〇〇、貸主は木間内の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇-〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は10,141㎡、契約期間は令和4年3月28日から令和10年3月27日までの6年間でした。 3番 借主は木間内の〇〇〇〇、貸主は社の山の〇〇〇〇さん、土地の所在は旭丘〇-〇外6筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、面積は81,546㎡、契約期間は令和4年3月28日から令和10年3月27日までの6年間でした。 4番 借主は木間内の〇〇〇〇、貸主は木間内の〇〇〇〇さん外1名、土地の所在は木間内〇-〇ほか6筆、地目は公簿・現況ともに田、面積は9,794.64㎡、契約期間は令和4年3月28日から令和10年3月27日までの6年間でした。 5番 借主は木間内の〇〇〇〇、貸主は社の山の〇〇〇〇さん、土地の所在は社の山〇-〇外1筆、地目は公簿・現況ともに田、面積は21,724㎡、契約期間は令和4年3月28日から令和10年3月27日までの6年間でした。 6番 借主は木間内の〇〇〇〇、貸主は木間内の〇〇〇〇、土地の所在は木間内〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は15,333㎡、契約期間は令和4年3月28日から令和10年3月27日までの6年間でした。

	7 番 借主は木間内の〇〇〇〇、貸主は旭丘の〇〇〇〇さん、土地の所在は旭丘〇〇、外 4 筆。地目は公簿・現況ともに記載のとおり、面積は 71,374 m²、契約期間は令和 4 年 3 月 28 日から令和 10 年 3 月 27 日までの 6 年間でした。 8 番 借主は木間内の〇〇〇〇、貸主は江別市の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇外 6 筆。地目は公簿・現況ともに記載のとおり、面積は 48,638 m²、契約期間は令和 4 年 3 月 28 日から令和 10 年 3 月 27 日までの 6 年間でした。 9 番 借主は札幌市の〇〇〇〇、貸主は滝野の〇〇〇〇さん、土地の所在は滝野〇-〇外 3 筆。地目は公簿・現況ともに田、面積は 10,620 m²、契約期間は平成 30 年 8 月 28 日から令和 15 年 12 月 31 日までの 15 年間及び令和 2 年 2 月 26 日から令和 17 年 12 月 31 日までの 15 年間でした。 10 番 借主は滝野の〇〇〇〇さん、貸主は〇〇〇〇です。土地の所在及び、地目などは 9 番と同じとなっています。 11 番 借主は札幌市の〇〇〇〇、貸主は滝野の〇〇〇〇さん、土地の所在は稲見〇-〇外 12 筆。地目は公簿・現況ともに記載のとおり、面積は 25,223.69 m²、契約期間は平成 30 年 8 月 28 日から令和 15 年 12 月 31 日までの 15 年間及び令和 2 年 2 月 26 日から令和 17 年 12 月 31 日までの 15 年間でした。 12 番 借主は滝野の〇〇〇〇さん、貸主は〇〇〇〇です。土地の所在及び、地目などは 11 番と同じとなっています。 13 番 借主は鶉町の〇〇〇〇さん、貸主は相生の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇-〇外 1 筆。地目は公簿・現況ともに田、面積は 34,538 m²、契約期間は令和 5 年 8 月 24 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 3 年間でした。
外崎会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
外崎会長	それでは次に議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号 下記のとおり、利用権のため農地法第 3 条の規定による許可申請がありましたので、適否について意見を求めます。
	1 番 譲受人は本町の〇〇〇〇さん、譲渡人は滝野の〇〇〇〇さん、土地の所在は滝野〇-〇外 2 筆。地目は公簿・現況ともに田、面積は 10,620 m²、対価は 10a あたり 125,000 円です。
外崎会長	事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
前田委員	6 番です。中間管理事業を通した道営事業で、本来は売買ができない事業であったが、受益者内であれば、売買可能となったとのことで、〇〇さんが離農のため、〇〇さんが買うこととなったようです。
外崎会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
外崎会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。

外崎会長	それでは申請通り許可します。 続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号下記のとおり農地を転用し利用権を設定するため許可申請があったので適否について意見を求めます。 1番 土地の所在は美和〇〇番地、地目は公簿・現況ともに牧場、合計面積は1,188㎡、譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は大阪市の〇〇〇〇、転用目的は風況観測設備設置のため、転用期間は許可日から3年間の一時転用です。 2番 土地の所在及び地目、面積等は1番と一緒にとなります。 事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
前田委員	6番です。場所はゴミ処理場に向かう途中にある、厚沢部町所有の牧場です。風車建設に伴う風況調査で2本設置するとのこと。
事務局	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
外崎会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
外崎会長	それでは申請通り許可します。 続いて、議案第3号農用地利用集積計画について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は新栄の〇〇〇〇さん、譲渡人は新栄の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇外9筆、地目は公募現況ともに記載のとおり。合計面積は49,610㎡、対価は10aあたり田で152,000円、畑で35,000円です。 2番 譲受人は新栄の〇〇〇〇さん、譲渡人は七飯町の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇、地目は公募現況ともに田。面積は27,398㎡、対価は10aあたり152,000円です。 3番 譲受人は館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は館町の〇〇〇〇さん、土地の所在は館町〇〇外2筆、地目は公募現況ともに記載のとおり。合計面積は3,653㎡、対価は田10aあたり200,000円です。 4番 譲受人は美和の〇〇〇〇さん、譲渡人は東京都町田市の〇〇〇〇さん、土地の所在は美和〇、地目は公募現況ともに田。面積は13,437㎡、対価は10aあたり200,000円です。 5番 譲受人は滝野の〇〇〇〇さん、譲渡人は滝野の〇〇〇〇さん、土地の所在は稲見〇〇外14筆、地目は公募現況ともに記載のとおり。合計面積は32,793.69㎡、対価は10aあたり125,000円です。
外崎会長	事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
由利委員	13番です。1番については、〇〇さんが離農されるということで、隣接する〇〇さんを買って

	いただきたいということで合意しました。2 番については、〇〇さんは元々新栄に住んでいた方ですが、高齢により土地を整理したいとのことで、隣接している〇〇さんが買うことになりました。
木村委員	4 番です。3 番についてです。元々〇〇さんが〇〇さんから借りられていた場所なので、そのまま売ることです。
前田委員	6 番です。4 番についてです。元々〇〇さんが作付けを行っていて、そのまま売ることとなったようです。
佐藤委員	3 番です。5 番についてです。〇〇さんが離農という形で、隣接している〇〇さんが買うとことで合意したようです。
外崎会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
外崎会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
外崎会長	それでは申請通り許可します。
	続いて議案第 4 号農用地利用集積計画について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 4 号 下記農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。 1 番 借主は木間内の〇〇〇〇さん、貸主は木間内の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇-〇、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 10,141 m²、契約期間は令和 6 年 3 月 29 日から令和 10 年 3 月 28 日までの 4 年間です。対価は 10a あたり 12,000 円です。 2 番 借主は木間内の〇〇〇〇さん、貸主は社の山の〇〇〇〇さん、土地の所在は旭丘〇-〇外 6 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 81,546 m²、契約期間は令和 6 年 3 月 29 日から令和 10 年 3 月 28 日までの 4 年間です。対価は 10a あたり田で 12,000 円、畑で 5,000 円です。 3 番 借主は木間内の〇〇〇〇さん、貸主は木間内の〇〇〇〇さん外 1 名、土地の所在は木間内〇-〇外 6 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 9,794.64 m²、契約期間は令和 6 年 3 月 29 日から令和 10 年 3 月 28 日までの 4 年間です。対価は 10a あたり 12,000 円です。 4 番 借主は木間内の〇〇〇〇さん、貸主は社の山の〇〇〇〇さん、土地の所在は社の山〇-〇外 1 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 21,724 m²、契約期間は令和 6 年 3 月 29 日から令和 10 年 3 月 28 日までの 4 年間です。対価は 10a あたり 12,000 円です。 5 番 借主は木間内の〇〇〇〇さん、貸主は木間内の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は 15,333 m²、契約期間は令和 6 年 3 月 29 日から令和 10 年 3 月 28 日までの 4 年間です。対価は 10a あたり 12,000 円です。 6 番 借主は木間内の〇〇〇〇さん、貸主は木間内の〇〇〇〇さん外 1 名、土地の所在は木間内〇-〇外 6 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 57,298 m²、契約期間は令和 6 年 3 月 29 日から令和 10 年 3 月 28 日までの 4 年間です。対価は 10a あたり 12,000 円です。 7 番 借主は木間内の〇〇〇〇さん、貸主は旭丘の〇〇〇〇さん、土地の所在は旭丘〇外 4 筆。地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 71,374 m²、契約期間は令和 6 年 3 月 29 日

	から令和 10 年 3 月 28 日までの 4 年間です。対価は 10a あたり田で 12,000 円、畑で 5,000 円です。 8 番 借主は木間内の〇〇〇〇さん、貸主は江別市の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇外 6 筆。地目は公簿・現況ともに記載のとおり、面積は 48,638 m²、契約期間は令和 6 年 3 月 29 日から令和 10 年 3 月 28 日までの 4 年間です。対価は 10a あたり 12,000 円です。 9 番 借主は鶉町の〇〇〇〇さん、貸主は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇-〇外 2 筆。地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 5,810 m²、契約期間は令和 6 年 3 月 29 日から令和 11 年 3 月 28 日までの 5 年間です。対価は 10a あたり 18,000 円です。 10 番 借主は鶉町の〇〇〇〇さん、貸主は赤沼町の〇〇〇〇さん、土地の所在は富栄〇外 1 筆。地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 8,892 m²、契約期間は令和 6 年 3 月 29 日から令和 11 年 3 月 28 日までの 5 年間です。対価は 10a あたり 20,000 円です。 11 番 借主は鶉の〇〇〇〇さん、貸主は江差町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉〇外 6 筆。地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 15,681 m²、契約期間は令和 6 年 3 月 29 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 2 年間です。対価は 10a あたり 15,000 円です。 12 番 借主は社の山の〇〇〇〇さん、貸主は社の山の〇〇〇〇さん、土地の所在は社の山〇-〇外 9 筆。地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 52,033 m²、契約期間は令和 6 年 3 月 29 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 2 年間です。対価は 10a あたり 18,000 円です。 13 番 借主は鶉町の〇〇〇〇さん、貸主は相生の〇〇〇〇さん、土地の所在は相生〇-〇外 3 筆。地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 37,715 m²、契約期間は令和 6 年 3 月 29 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 2 年間です。対価は 10a あたり 12,000 円です。 14 番 借主は館町の〇〇〇〇さん、貸主は館町の〇〇〇〇さん、土地の所在は館町〇外 4 筆。地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 9,950 m²、契約期間は令和 6 年 3 月 29 日から令和 10 年 12 月 31 日までの 4 年間です。対価は 10a あたり 15,000 円です。
外崎会長	事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
佐藤委員	14 番です。1 番から 8 番については報告第 2 号でありました、法人閉鎖に伴い、個人名義で結び直すとのことでした。
奈良委員	10 番です。9 番についてです。〇〇さんが以前他の方に貸していた場所で、隣接している〇〇さんがかりることとなりました。
前田委員	6 番です。10 番についてです。〇〇さんのコンバインが故障して作付けできなくなったとのことで、〇〇さんをお願いして合意したとのことでした。
川口委員	8 番です。11 番についてです。元々〇〇さんが作付けしていたが、賃貸契約をしていなかったため、今回正式に結ぶこととしました。
佐藤委員	14 番です。12 番についてですが、11 番と同様に元々〇〇さんが作付けしていたが、賃貸契約をしていなかったため、今回正式に結ぶこととしました。13 番については、報告第 2 号でありました〇〇さんが解約となったため、〇〇さんが借りることとなったようです。
木村委員	4 番です。14 番についてですが、〇〇さんが田の面積を拡大したいとのことで、親交のある〇〇さんが貸していただけたとのことで合意したようです。
外崎会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。

外崎会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
外崎会長	それでは申請通り許可します。
	続いて議案第 5 号農用地利用集積計画について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号 下記農地につき、農用地利用集積計画により使用貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。 1 番 借主は相生の〇〇〇〇さん、貸主は相生の〇〇〇〇さん、土地の所在は相生〇-〇外 4 筆。地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 22,832 m²、契約期間は令和 6 年 3 月 29 日から令和 8 年 3 月 28 日までの 5 年間です。
外崎会長	事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
佐藤委員	14 番です。元々〇〇さんが作付けしていたが、賃貸契約をしていなかったため、今回正式に結ぶこととしました。使用貸借ということで、金額は 0 ですが、今まで暗渠排水や除レキなど基盤整備を〇〇さんがしてきているとのことで、〇〇さんも同意しているとのことです。
外崎会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
外崎会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
外崎会長	それでは申請通り許可します。 総会の議案は以上です。 その他ありますか。
事務局	次回総会日程についてお諮りします。 4 月 25 日を第一希望としています。いかがでしょうか。
委員	大丈夫です。
外崎会長	それでは他になればこれで第 9 回農業委員会総会を閉会します。 ～了～